

平成28年7月以降の就学支援金等のご案内です。制度内容をご覧いただき、期限までに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※平成28年度(所得)課税証明書の発行により、現在該当している場合も必ず再度申請が必要です。

※所得割額が基準額以上となり、7月以降は非該当となる場合も必ず収入状況届出書を提出してください。

I 高等学校等就学支援金

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者(親権者)等の市町村民税所得割額の合計が、304,200円未満である生徒に対し、国の費用により、授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担が軽減される制度です。

[受給資格] 次の要件を全て満たす必要があります。

- ・生徒本人が日本国内に住所を有すること
- ・高等学校等に在学していること(2校以上の学校に在学している場合はいずれか1校に申請)
高等学校等を既に卒業した生徒、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒等は対象外
- ・保護者(親権者)等の市町村民税所得割額の合計が、304,200円未満(=年収910万円未満程度)であること

[留意事項]

- ・申請を行わない場合には、就学支援金は支給されないため、正規の授業料を納付する必要があります。
- ・就学支援金は返済不要ですが、申請を行わなければ受給できません。(原則やむを得ない理由なく遡って認定不可)

II 私立高等学校等授業料減免補助金

保護者(親権者)等の市町村民税所得割額の合計が、51,300円未満(年収350万円未満程度=就学支援金2.5倍・2.0倍)の世帯に対し、県の費用により、就学支援金に加え授業料が軽減される制度です。

※失業(自己都合による退職・定年等期限の満了による離職等を除く)・倒産等一定の要件を満たす事由により家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免補助金の対象となることがあります。

年収合計910万円以上でも控除額によっては、該当する場合があります。
(所得)課税証明書等でご確認の上、ご判断いただければと思います!
所得割額の合計に「県民税」は含みませんので、ご注意ください。
該当するかわからない場合は、一旦書類をご提出ください!

【早見表】授業料等軽減一覧

区分	年収合計 (目安)	所得基準	授業料軽減額		授業料 実質納付額 (月額)
		保護者(親権者)等 市町村民税所得割額 (合計)	就学支援金 (国制度)	授業料減免補助金 (県制度)	
2.5倍	250万未満程度 (非課税世帯)	0円	月額 24,750円 年額 297,000円	月額 250円 年額 3,000円	0円
2.0倍	250万円以上 350万円未満程度	100円以上 51,300円未満	月額 19,800円 年額 237,600円	月額 1,000円 年額 12,000円	4,200円
1.5倍	350万円以上 590万円未満程度	51,300円以上 154,500円未満	月額 14,850円 年額 178,200円		10,150円
1.0倍 ※	590万円以上 910万円未満程度	154,500円以上 304,200円未満	月額 9,900円 年額 118,800円		15,100円
対象外	910万円以上程度	304,200円以上			25,000円

・年収目安は、父母(親権者)のうち一人が働き、こども2人(16歳以上1人、16歳未満1人)の4人世帯のモデルケースです。

※両親または片親が課税期日に海外に在住のため、平成28年度(所得)課税証明書が提出できない場合は、1.0倍となります。

■ 申請方法

市町村窓口へご記入済の「証明願」
をご提出いただくと、円滑に（所得）
課税証明書を取得できます！

提出書類	<input type="checkbox"/> 申請内容確認用紙
	<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書または収入状況届出書（両面記入）
	■ 授業料減免申請書（ 2.5倍・2.0倍のみ ）
	◇市町村窓口で発行される 「平成28年度（所得）課税証明書（平成27年分の収入に関する書類）」 原本 （コピー不可） ※保護者（親権者）等全員分の証明書が必要→未就労等で収入が無い場合や親権者の1人が控除対象配偶者であっても、必ず全員分の証明書を取得してください！
提出先	鈴鹿高等学校 事務室（平日8時～18時まで、 6/18（土）のみ8時～13時まで対応可 ）
提出期限	平成28年6月21日（火） 必着

※現在、就学支援金等に該当される方で、正当な理由がなく、期日までに収入状況届出書の提出がない場合には、
7月～翌年6月分の支給が差し止められます。

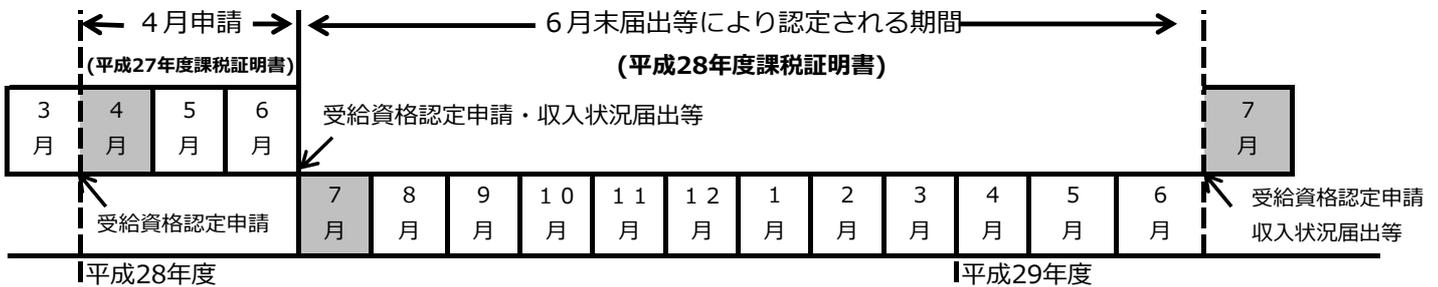
※就学支援金等は、原則申請書等を学校に提出した日の属する月分からの支給となります。

※保護者（親権者）等に変更があった場合には、速やかに申し出てください。

現在該当者も再度申請手続きが必要です！

現在認定→平成28年4月～6月分
今 回→7月～平成29年6月分

■ 申請時期



↓ 今回は制度内容のご案内です。該当者の方には後日申請書類を配付いたします。

Ⅲ 高校生等奨学給付金

7月1日現在、就学支援金支給対象である学校に在籍しており、生活保護受給世帯・市町村民税所得割額非課税世帯（**就学支援金2.5倍**）に対し、県の費用により、授業料以外の教育費負担が軽減される制度です。

- | | | |
|------------------|---|---|
| 1. 給付額
(返済不要) | A生活保護受給世帯
B非課税世帯（第1子）
C非課税世帯（第2子以降） | 年額 52,600円
年額 67,200円
年額 138,000円（15歳以上23歳未満の被扶養兄弟あり） |
| 2. 給付方法 | 県→該当者指定口座へ振込 | |
| 3. 提出書類 | 申請書・住民票（保護者等）・振込口座届
A→生活保護受給証明書
C→対象となる高校生の健康保険証の写し
兄・姉の健康保険証の写し | |

※保護者（親権者）等が三重県内に在住することなど、県が定める一定の要件を満たす必要があります。
県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問合せください。

市町村長様

証 明 願

高等学校等就学支援金申請に伴う所得確認に使用するため、下記証明書の発行をお願いします。

鈴鹿高等学校
連絡先 059-378-0307

1. 発行していただく証明書

「平成28年度市町村民税（所得）課税証明書」等、対象者の親権者等の課税有無（課税有の場合は所得割額）及び控除対象扶養親族内訳にかかる証明書

2. 申請者（窓口に来られた方）

ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
お名前（申請者名）	(印)		年 月 日
住 所	(電話 - -)		
対象者との続柄 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 同じ世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()		

3. 対象となる生徒

ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
お名前（生徒名）			年 月 日
住 所	(電話 - -)		
世帯主のお名前	(印)		
世帯主住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同一住所 <input type="checkbox"/> 生徒と同一住所		

4. 対象となる生徒の親権者等

ふりがな	生年月日	続柄	住 所
親権者のお名前（自署）			
(印)	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 申請者と同一住所 <input type="checkbox"/> 生徒と同一住所
(印)	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 申請者と同一住所 <input type="checkbox"/> 生徒と同一住所

※親権者は、親権を有する者（両親がいる場合は両方）となります。
 ※親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者又は生徒本人となります。
 なお、未成年後見人の場合は、当該確認ができる戸籍等が必要です。
 ※証明書発行窓口に行かれる際には、本人確認書類（運転免許証、パスポート、住基カード等）及び印鑑をご持参ください。
 ※証明書発行に当たっては、市町村が定める発行手数料が必要です。
 ※同じ世帯の親族以外の方が申請する場合、委任状が必要となることがあります。

鈴鹿高等学校

この用紙を1番上にし、必要書類（受給資格認定申請書or収入状況届出書・（所得）課税証明書等）とホチキス止めて提出してください。

（鈴鹿高等学校）

平成 28 年 月 日

申請内容確認用紙

高等学校等就学支援金等の申し込みをしますので、必要書類を提出します。

申請区分		2.5倍	2.0倍	1.5倍	1.0倍
市町村民税所得割額		0円 (非課税)	100円以上 51,300円未満	51,300円以上 154,500円未満	154,500円以上 304,200円未満 両親or片親海外
該当区分に○を付ける →					
生徒	年組席	年 組 席			
	ふりがな				
	名前				
	生年月日	平成 年 月 日			
親権者	名前	父			
		母			
		()			
住所	〒 —				
連絡先	日中連絡がとれる番号をご記入ください！↓チェック or ○を付ける！ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯（父・母・（ ）） — —				
提出物確認欄	以下の提出物がすべて揃っているか、再度チェックをお願いします！ <input type="checkbox"/> （初回時）受給資格認定申請書 または （2回目以降）収入状況届出書 <input type="checkbox"/> 平成28年度（所得）課税証明書（親権者全員分）原本 <input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（ <u>2.5倍・2.0倍のみ</u> ）				

この個人情報は、就学支援金等事務のみに使用するもので、目的外への使用を致しません。

※事務使用欄

受付日	受付者	親権者（A）	親権者（B）
6 /			
		市町村民税所得割額 合計	

鈴鹿高等学校

平成 28 年 月 日

三重県知事 様

(提出者において記入。)

高等学校等就学支援金

(次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の2つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

 この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 <u>平成</u> 年 月 日		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の連絡先	電話（自宅・携帯（父・母・（ ））	—	—
生徒が在学する学校の名称	学校法人 鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 私 立 鈴鹿高等学校	平成 年 4 月 1 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校（全日制）
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/>	7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--------------------------	-----------------------	-------------------------------------	-------------------------

(2) 7月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する

課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名いる場合は、原則所得の有無にかかわらず①になります。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名(A)	生徒との続柄	氏名(B)	生徒との続柄

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
(収入の状況に変更があった場合とは、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等があった場合です。)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
--------------------------	--

学校確認欄	認定番号	- 24 - 2105 - 0	学校受付日	平成 28 年 月 日
-------	------	-----------------	-------	-------------

(学校において記入。)

A	円	B	円
---	---	---	---

・合計金額の該当する倍率に○印を記入

2.5倍	2倍	1.5倍	加算なし	所得制限
非課税	100円以上 51、300円未満	51、300円以上 154、500円未満	154、500円以上 304、200円未満	304、200円以上

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めませ
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

授業料減免申請書

平成28年 月 日

学校法人 鈴鹿享栄学園 理事長 様

申請書 (保護者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 生徒との続柄 _____

生徒氏名 _____ 全日制課程 _____ 学年 _____ 組 _____

平成 28 年度分の授業料を減免いただきますよう下記の書類を添えて申請します。

記

- ア 生活保護法による保護受給証明書
- イ 市町村民税所得割額に関し、市町村長が発行する課税に関する証明書
- ウ 失業、倒産等を証する書類

※該当するものを○で囲むこと。